

揭示文書一覽(市長分)

令和7年8月15日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	442	督促状の公示送達について	納税課
告示	443	納税通知書の公示送達について	主税課
告示	444	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
告示	445	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
公告	463	収容動物の公示について	動物管理センター
公告	464	制限付一般競争入札について	文化国際課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 442号

令和 7年 8月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

下村 修也

2 送達すべき書類

令和6年度（2024年度）固定資産税・都市計画税第3期分から第4期分に係る
督促状

姫路市告示第 443号

令和 7年 8月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

- 1 送達を受けるべき者の最終確認氏名又は名称

別紙のとおり

- 2 送達すべき書類

令和7年度（2025年度）軽自動車税（種別割）納税通知書

(別紙)令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書公示送達対象者

No	氏名・名称
1	小松 孝圭
2	山本 明
3	荒木 元美

姫路市告示第 444号

令和 7年 8月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市四郷町東阿保503番地

グランチャレットⅢ201号室

柴野 義幸

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市告示第 445号

令和 7年 8月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市広畑区西夢前台4丁目45番地

インタービレッジ西夢前台606

増田 凌

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和7年 7月28日	姫路市亀井町	猫	ミックス	メス	キジトラ	小	首輪なし	衰弱	エルザ動物医療センター

- 1 公示期間は、令和 7年 8月15日から同月17日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741

姫路市公告第 464号

令和 7年 8月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

姫路市民プラザLED照明器具賃貸借について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 契約名

姫路市民プラザLED照明器具賃貸借

(2) 対象施設

姫路市民プラザ

(3) 契約期間

契約締結日から令和13年（2031年）1月31日まで（長期継続契約）。内訳は次のとおりとする。

ア 照明器具設置期間 契約締結日から令和8年（2026年）1月31日まで

イ 賃貸借期間 令和8年（2026年）2月1日から令和13年（2031年）1月31日まで（60か月）

(4) 賃貸借料

ア 賃貸借料には、この契約に要する費用、賃貸借物件の搬入、設置、調整及びこれに付随する作業に要する経費並びに保守点検に要する費用を含むものとする。

イ 賃貸借料は、賃貸借期間の初日から起算し、この契約が満了し、又は解除される日までを賃貸借期間として月ごとに計算するものとし、この契約が契約期間中に解除された場合で、契約期間に1箇月未満の端数を生じたときは、当該月の日数による日割計算によって計算するものとし、1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 業務内容

ア LED照明器具への取替え及び照明制御装置の設置に伴う詳細設計作業

イ LED照明器具及び照明制御装置並びに設置に必要な附属品一式の取替作業（廃棄物（取り外した既存の照明器具本体・安定器その他雑材を含む。）の処分を除く。）及び必要に応じて微量PCBの測定を行う。また、微量PCBが含まれると判明した場合は、発注者の指示に従い、敷地内に仮置きすること。

ウ LED照明器具及び照明制御装置並びに設置に必要な附属品一式の賃貸借（リース）

エ 設置したLED照明器具及び照明制御装置の維持管理

(6) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当していない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 法人格を有する者

イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「リース・レンタル」の詳細業種

「電気製品」、「事務・OA機器」又は「その他」のいずれかにおいて、登録がある者

ウ 姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者

エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

カ 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する関係がない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）

）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社

の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 組合とその組合員
- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年（2025年）8月26日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000031314.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）

は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告の日以後に取得したものの原本に限る。）

ウ 関連企業申告書（様式第2号）

エ 参加資格確認通知書の返信用封筒

(2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送（郵送の場合は令和 7 年（2025 年） 8 月 2 6 日午後 4 時必着とし、書留郵便等の配達記録が確認できるものによること。）
受付期間	公告の日から令和 7 年（2025 年） 8 月 2 6 日まで（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 1 5 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時（最終日は午後 4 時）まで
申込書の提出先	〒 6 7 0 - 8 5 0 1 姫路市安田四丁目 1 番地 観光経済局観光コンベンション室文化国際課（以下「文化国際課」という。）（姫路市役所 本庁舎 9 階）

(3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和 7 年（2025 年） 9 月 1 日を目途に、確認通知書により通知する。

(1) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(2) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和 7 年（2025 年） 9 月 1 1 日午前 1 2 時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を、書面又は電子メール（送信先：bunkakokusai@city.himeji.lg.jp）にて、文化国際課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

(6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(7) 提出された書類は、返却しない。

5 質問

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、質問書（様式第 3 号）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。

なお、入札参加資格がない者からの質問及び質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときには、回答しない。

質問受付期間	公告の日から令和 7 年（2025 年） 9 月 1 日 午後 5 時まで
送信先	bunkakokusai@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和 7 年（2025 年） 9 月 5 日を目途に姫路市ホームページに掲載 (https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000031314.html)

6 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和 7 年（2025 年） 9 月 1 1 日まで
業務概要を示す場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000031314.html)

7 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和 7 年（2025 年） 9 月 1 1 日 午後 2 時 0 0 分
入札及び開札の場所	〒 6 7 0 - 8 5 0 1 姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所 東館 1 階 入札室

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号）第 2 9 条の規定を適用する。

9 スケジュール

期日等	内容
令和 7 年 8 月 1 5 日（金）	公告、実施要領等の提示

	一般競争入札参加申込受付開始
令和7年8月26日（火）午後4時	入札参加申込受付締切
令和7年9月1日（月）午後5時	質問受付締切
令和7年9月5日（金）	質問回答
令和7年9月11日（木）	入札及び開札
令和7年9月18日（木）	契約締結（予定）

10 現地確認について

- (1) 入札書作成に当たっては、必要に応じて事前に現地確認を行うこと。
- (2) 現地確認は、入札参加申込みを行った者及びこれに協力して業務を実施する予定の者に限る。

なお、現地確認を行うときは、公告の日以後に、原則本市の休日を除き、入札参加申込みを行った者が代表して遅くとも2日前までに、訪問日時及び訪問人数を事前連絡の上、日時を調整して行うこと。（連絡先：文化国際課 電話：079-221-2098）

- (3) 現地確認に際して質問がある場合は、必ず第5項の質問により行うものとし、現地での回答等は一切行わないものとする。

11 入札に関する事項

(1) 入札方法等

ア 入札書は、指定する様式を使用すること。

イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は、委任状を入札書と同封すること。

ウ 入札書へは、業者登録申請時の使用印を押印すること。

エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。

オ 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。

イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。

ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。

エ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない月額契約希望金額を入札書に記載すること。

オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回の入札金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に使用印押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札

(11) 前項第2号アからウまでに規定する入札に関する条件等に違反する入札

2 第2項第3号カに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

13 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

(2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

14 再度入札に関する事項

(1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。

(2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。

15 その他

(1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。

(2) 予定価格は、非公表とする。

(3) 本業務についての説明会は、実施しない。

(4) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがあ

る。

- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (6) 本業務の契約約款（案）は、別に示すとおりとし、約款中には次の規定を設けるものとする。

なお、別に示す契約約款（案）は、契約締結時までに変更となる場合がある。

ア 発注者は、使用開始日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

イ この契約を変更し、又は解除した場合において、受注者に損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受注者の協議の上定めるものとする。

16 入札手続等担当部署

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

文化国際課 長谷川

電 話 079-221-2098

FAX 079-221-2101